

笠間市監査委員告示第2号

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、財政援助団体等監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成29年2月24日

笠間市監査委員 岸 倫男

笠間市監査委員 豊田 勝美

笠間市監査委員 蛸澤 幸一

財政援助団体等監査報告書

第1 監査の概要

1 監査の対象

公の施設指定管理者

対象団体	公の施設	平成27年度 指定管理料	所管課
シダックス大新東 ヒューマンサービス (株)	笠間市児童館	30,927,000円	子ども福祉課 行政経営課
特定非営利活動法人 日本スポーツ振興協会	笠間市総合公園・石井街区 公園・笠間市民体育館・笠 間市笠間武道館・笠間市岩 間海洋センター・笠間市岩 間総合運動公園	64,261,000円	スポーツ振興課 行政経営課

2 監査の範囲

- (1) 公の施設の指定管理に関する事務全般
- (2) 平成27年度に執行された公の施設の管理に係る出納その他の事務

3 監査の期間

平成28年10月27日(木)から平成29年2月24日(金)

4 監査の方法

あらかじめ提出を求めた監査資料に基づき、指定管理者の選定、指定及び協定の締結等が適正に行われているか、また指定管理者の管理運営業務が協定書、仕様書及び事業計画書等に沿って実施されているか、また経理内容が適正妥当であるかなど、所管課及び指定管理者から説明を聴取し、関係諸帳簿並びに証拠書類を監査した。

第2 監査の結果・意見

- 1 団体名：シダックス大新東ヒューマンサービス(株)
所管部課：福祉部こども福祉課
行政経営課

(1) 施設の概要

- ア 名称 笠間市児童館（笠間キッズ館）
イ 位置 笠間市南友部1966-1
ウ 施設の概要等
遊戯室、集会室兼幼児室、創作活動室、図書室、
授乳室、相談静養室、事務室、倉庫

(2) 指定管理の内容

- ア 指定期間 平成27年4月1日から平成32年3月31日まで
(5年間)
イ 指定管理料 30,927,000円(平成27年度)

(3) 指定管理者の概要

シダックス大新東ヒューマンサービス(株)は、昭和61年に設立されシダックスグループの一員として自治体からのアウトソーシング事業を中心とした社会サービス事業を社会へ貢献していこうという理念のもと、展開している。

平成24年4月から、笠間市児童館の指定管理を行うほかに、全国で100施設以上の指定管理者として管理運営を行っている。

(4) 監査結果

所管課が行った指定管理者の選定、指定及び協定の締結等の事務については、条例、規則及び指定管理者制度導入方針に沿った内容でおおむね適切に処理されていることを確認した。

笠間市児童館については、子ども福祉課長ほか担当職員から事業概況の聴取を行い、さらに現地においてシダックス大新東ヒューマンサービスの担当所長等から平成27年度事業報告書の内容についての説明を求めた。

会計事務及びその他の関係帳簿等を審査した結果、笠間市とシダックス大新東ヒューマンサービスとの間で締結した「笠間市児童館の管理運営に関する協定書」に定めるところに従っておおむね適正に管理、運営が行われていることを認める。

児童館は、0歳から18歳未満までの方が利用できる施設として、小学生には安全・安心そして遊べる場として、中高生には創意工夫を凝らして活動できる居場所として、乳幼児とその保護者たちの交流の場、育児の児の不安解消できる場所として季節に合わせた数々の交流イベントを実施するなど、入館しやすい環境づくりに努められている。

平成27年度の事業の収支状況については、収入は指定管理料の30,927千円、支出は27,458千円で3,469千円の黒字となっている。

所管課においては、指定管理者の業務実施状況や事業報告書等を確認し、子どもたちの安全な居場所、子育て家庭の交流拠点になるように、今後も管理運営の適正に努められたい。

(5) 今後の方向

今後とも児童館への理解・興味を深めるために参加しやすい行事・イベント等の内容の充実を図り、地域活動の拠点として、学校の放課後、休日における児童の居場所として施設運営されたい。

2 団体名：特定非営利活動法人 日本スポーツ振興協会

所管部課：教育委員会 スポーツ振興課

行政経営課

(1) 施設の概要

ア 名称 笠間市総合公園

イ 位置 笠間市箱田867-1

ウ 施設の概要等

多目的広場 市民球場 芝生スポーツ広場 テニスコート

ピクニック広場 管理棟

ア 名称 石井街区公園

イ 位置 笠間市石井1068-1

ウ 施設の概要等

敷地面積 2, 159 m²

ア 名称 笠間市民体育館 笠間市笠間武道館

イ 位置 笠間市石井2068-1

ウ 施設の概要等

笠間市民体育館（本館・附属館） 笠間市武道館（武道場・弓道場）

ア 名称 笠間市岩間海洋センター 笠間市岩間総合運動公園

イ 位置 笠間市押辺2259-1

ウ 施設の概要等

プール 体育館 アリーナ（競技場） 野球場 サッカー練習場
芝生多目的広場

(2) 指定管理の内容

ア 指定期間 平成25年4月1日から平成30年3月31日まで
(5年間)

イ 指定管理料 64,261,000円 (平成27年度)

ウ 利用料金等 指定管理者の収入とする

(3) 指定管理者の概要

特定非営利活動法人 日本スポーツ振興協会は、平成12年に設立され「子どもたちに夢を」をのローガンにスポーツの普及、スポーツ教室事業を展開し、スポーツ文化・生活文化を通して子ども達の健全育成、まちづくりの推進を図る活動などを行っているNPO法人である。

平成25年4月から笠間市総合運動公園、体育館をはじめとしたスポーツ施設である笠間市体育施設管理運営の指定管理を行うほかに、6市町他23の指定管理者として公共施設、生涯学習施設、都市公園の運営を行っている。

(4) 監査結果

所管課が行った指定管理者の選定、指定及び協定の締結等の事務につい

ては、条例、規則及び指定管理者制度導入方針に沿った内容でおおむね適切に処理されていることを確認した。

笠間市体育施設管理運営について、スポーツ振興課長ほか担当職員から事業概況の聴取を行い、さらに現地において特定非営利活動法人 日本スポーツ振興協会の担当所長等から平成27年度事業報告書の内容についての説明を求めた。

会計事務及びその他の関係帳簿等を審査した結果、笠間市と特定非営利活動法人 日本スポーツ振興協会との間で締結した「笠間市体育施設管理運営に関する基本協定書」に定めるところに従っておおむね適正に管理、運営が行われていることを認める。

笠間市長杯ジュニアテニストーナメント、元プロ野球選手によるこども野球教室など様々な自主事業の充実により総合運動公園や体育館等の施設利用者数、利用料金収入など実績が上がっている。また、施設の設備維持・管理業務など、日々の適切な管理運営は、市民の安全・安心そして遊べる場として、利用者のサービス向上につながっていると認められる。

平成27年度の事業の収支状況については、収入は指定管理料ほか、全体で75,993千円、支出は74,971千円で1,022千円の黒字となっている。

所管課においては、指定管理者の業務実施状況や事業報告書等を確認し、施設や備品の修繕など把握されて、市民の安心・安全な施設、地域コミュニティーの活性化とまちづくりに貢献できる施設として利用者サービス向上につながるように、今後も管理運営の適正に努められたい。

(5) 今後の方向

施設によっては開設後20年以上が経過し、各設備、備品等の老朽化が懸念される。今後はその適切な点検と計画的な修繕、更新が必要である。

施設の適正な管理運営をされるとともに、幅広い年齢層の利用促進に努められたい。